

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業について



保健福祉部高齢福祉介護課



茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業について

- 1 茅ヶ崎市の現状 ～高齢者人口・要支援認定者数の推移～
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
 - (1) 総合事業実施の背景
 - (2) 総合事業の移行
 - (3) 茅ヶ崎市総合事業の移行イメージ
 - (4) 茅ヶ崎市総合事業の変更点
- 3 茅ヶ崎市総合事業のサービス利用までの流れ
- 4 茅ヶ崎市総合事業のサービス
 - (1) 国基準訪問型サービス・訪問型サービスA
 - (2) 国基準通所型サービス・通所型サービスA
 - (3) よくある質問
 - (4) 短期集中サービス
 - (5) 一般介護予防事業
- 5 新たな担い手の育成



1 茅ヶ崎市の現状

～高齢者人口・要支援認定者数の推移～

	平成18年	平成28年	平成37年
総人口	229,950人	241,863人	243,161人
高齢者人口(65歳以上)	42,578人	61,147人	63,700人
高齢化率(65歳以上)	18.5%	25.3%	26.2%
(うち75歳以上の人口)	17,178人	28,851人	38,137人
(うち75歳以上の割合)	7.5%	12.0%	15.7%
要支援認定者数	1,425人	3,212人	4,556人

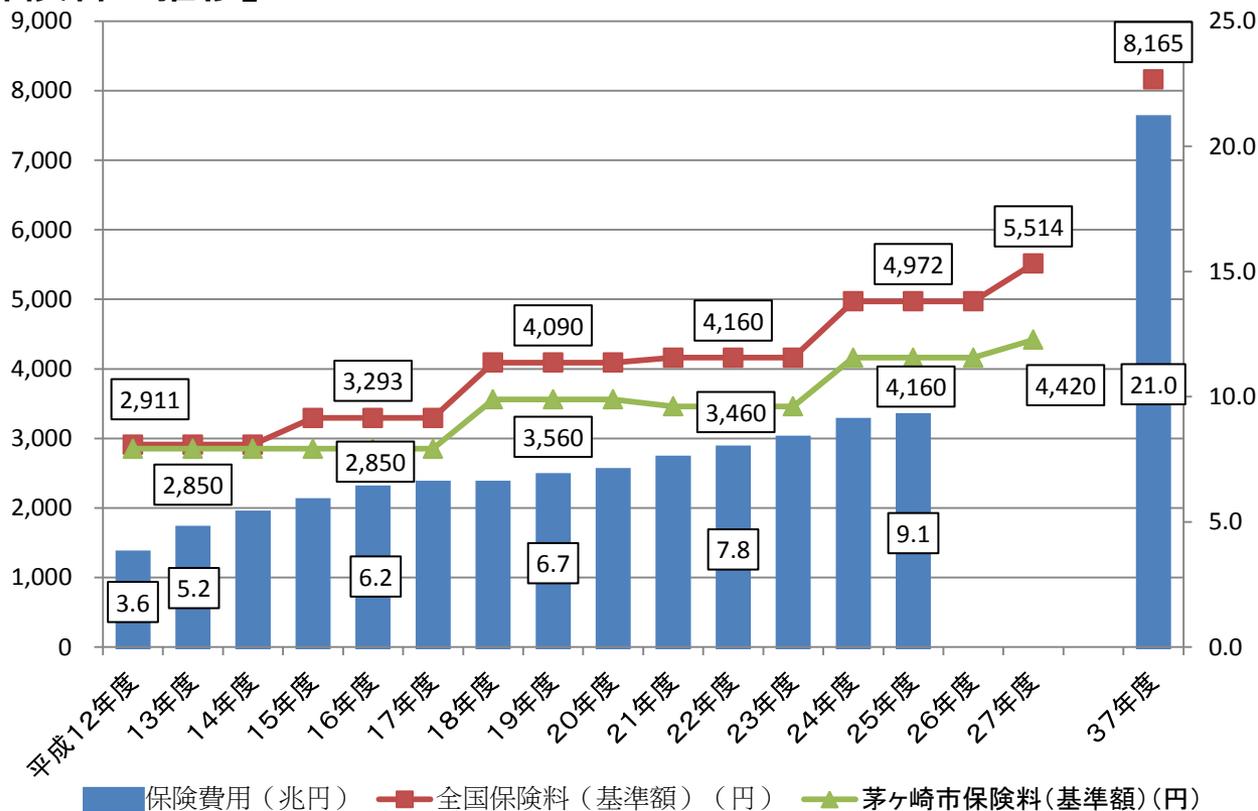
第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より。各年10月1日現在。
平成18年、平成28年は実績値、平成37年は推計値。



2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

【介護費用と保険料の推移】



- ◆ 高齢化の進展により、介護給付費、保険料が上昇しています。
- ◆ 介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護サービスの重点化・効率化が必要となっています。

介護給付と保険料の推移(厚生労働省 資料)、茅ヶ崎市の保険料推移
 保険費用に関して、平成25年までは実績値、平成37年は推計値

2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

- ◆平成27年4月の介護保険法の改正により、全ての市町村が、平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施することとされました。
- ◆これまで介護保険サービスにおける要支援の方が利用していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が実施する事業へと移行するものです。
- ◆総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指すものです。



<現行>

<見直し後>

介護保険制度

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

現行と同様
 事業に移行
 全市町村で
 実施

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

多
様
化

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援体制整備事業 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

充
実

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

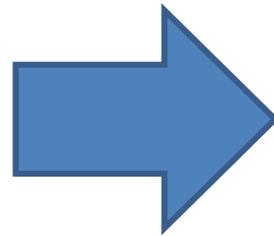
(3) 茅ヶ崎市総合事業の移行イメージ

介護予防・日常生活支援総合事業 茅ヶ崎市の移行イメージ

<現 行>

<総合事業への移行後>

介護予防訪問介護
介護予防通所介護



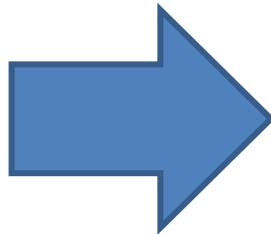
現行相当のサービス

(国基準訪問型サービス)
(国基準通所型サービス)

サービスA(緩和した基準によるサービス)

(訪問型サービスA)
(通所型サービスA)

介護予防事業
(すこやか支援プログラム)
(はつらつ健康プログラム)



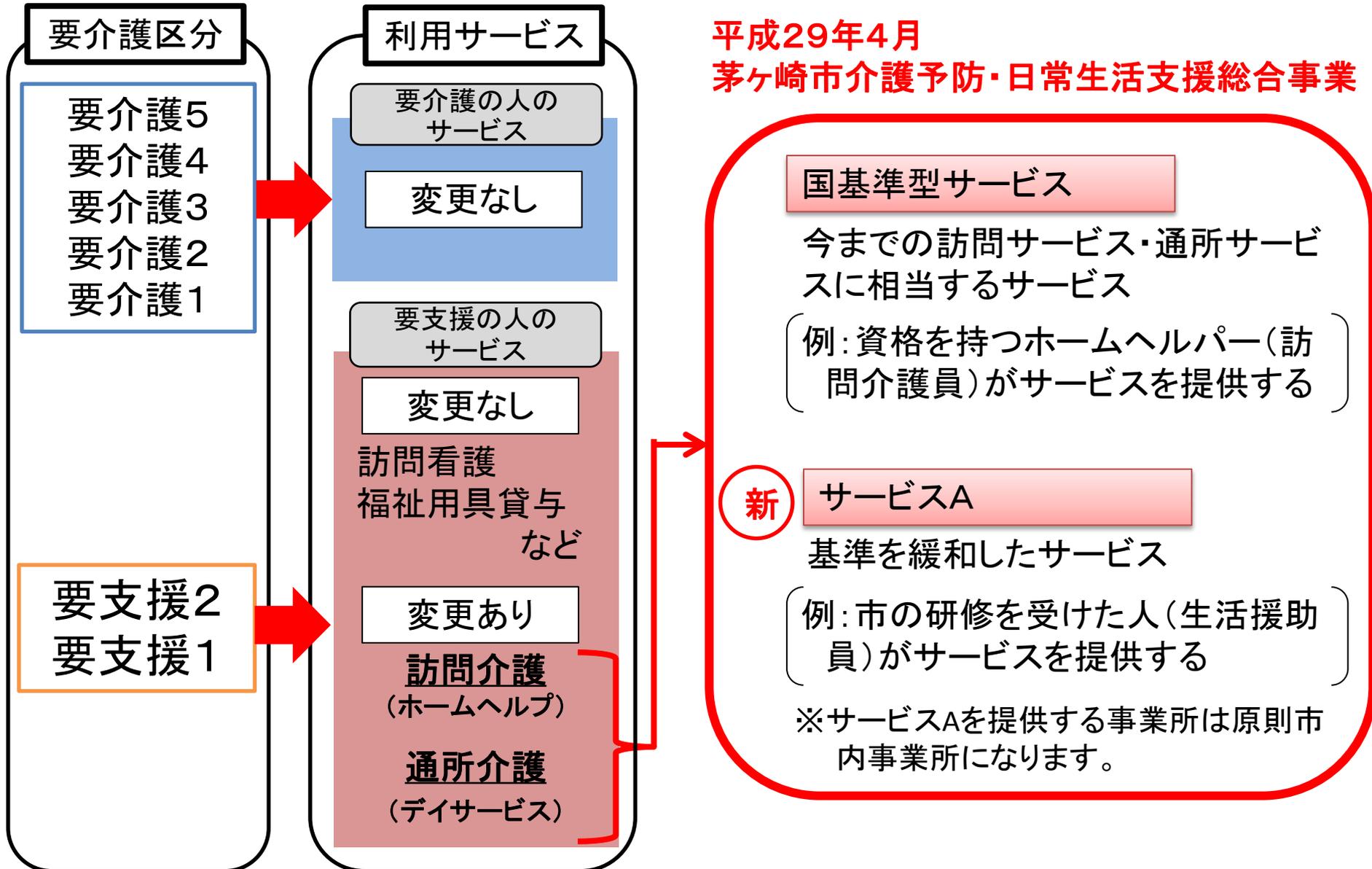
短期集中サービス

(短期集中訪問型サービス)
(短期集中通所型サービス)

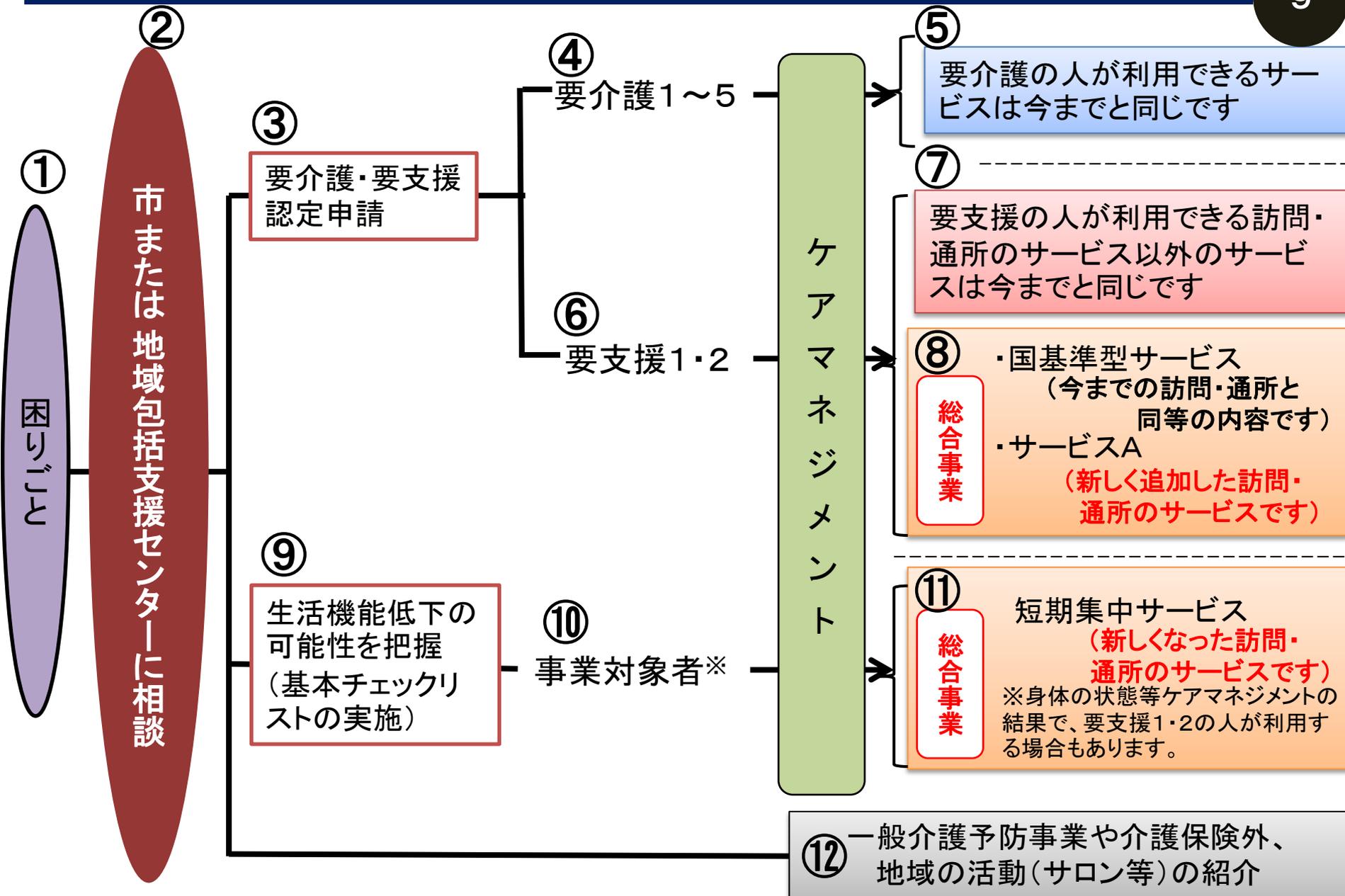
一般介護予防事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(4) 茅ヶ崎市総合事業の変更点



3 茅ヶ崎市総合事業のサービス利用までの流れ



※事業対象者とは、基本チェックリストに該当し、ケアマネジメントを必要とする方です。

利用者の身体の状態や生活の状況に応じて決まります。

4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(1) 国基準訪問型サービス・訪問型サービスA

国基準訪問型サービス

身体介護(入浴、排泄、食事等の介護)及び生活援助(日常生活上に必要な調理、洗濯、掃除等)のサービス

利用者負担の目安 (1割負担の場合)	週1回程度利用	週2回程度利用	週3回程度利用
	1,250円程度/月	2,499円程度/月	3,964円程度/月

訪問型サービスA

生活援助(日常生活上に必要な調理、洗濯、掃除等)のサービス

利用者負担の目安 (1割負担の場合)	週1回程度利用	週2回程度利用
	1,023円程度/月	2,250円程度/月

(訪問介護事業者が提供するサービスを利用する場合)

★1か月の利用者負担の目安は、サービスの利用内容・各種加算などにより、かかる費用が異なります。加算は、事業所の体制や提供するサービスの内容によって料金に加算されます。



4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(2) 国基準通所型サービス・通所型サービスA

国基準通所型サービス

日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス

利用者負担の目安
(1割負担の場合)

週1回程度利用

1,722円程度/月

週2回程度利用

3,529円程度/月

通所型サービスA

日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うサービス

利用者負担の目安
(1割負担の場合)

週1回(月4回)利用

962円程度/月

週2回(月8回)利用

2,015円程度/月

(通所介護事業者が提供するサービスを利用する場合)

★1か月の利用者負担の目安は、サービスの利用内容・各種加算などにより、かかる費用が異なります。加算は、事業所の体制や提供するサービスの内容によって料金に加算されます。



4 茅ヶ崎市総合事業のサービス (3)よくある質問

	質問	答え
1	利用者の負担割合は変わるのか？	今までと同様に、サービスの費用の1割または2割の負担となります。
2	被保険者証や負担割合証は変わるのか？	被保険者証も負担割合証も現行と同じ様式のものを使います。
3	自分で使いたいサービスが選べるのか？	サービスを利用する場合は、地域包括支援センター等により、ケアマネジメントを通じて利用者や家族の希望を聞きながら、身体の状態や生活状況に合わせたサービスを選んでもらいます。
4	今利用している事業所をそのまま使い続けられるのか？	茅ヶ崎市から指定を受けている事業所のサービスを継続して利用することができます。担当の地域包括支援センターにご確認ください。



4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(4)短期集中サービス

訪問型サービス

サービス名	利用対象者	実施方法	内容	利用料
短期集中訪問型サービス	事業対象者 要支援1 要支援2 上記のうち、 うつ又は閉 じこもりの傾 向にある者	委託	管理栄養士等専門職によって提供される概ね3か月間の訪問型サービス。個別対応。 ○栄養バランスや低栄養等の栄養改善指導・・・主に管理栄養士が担当 ○口腔ケア指導や食事の摂取・飲み込み機能の向上のための機能訓練・・・主に歯科衛生士、管理栄養士が担当 ○体力や運動機能向上のための運動指導・・・主に理学療法士 ○生活リズムの改善や生活習慣の改善指導・・・内容によって管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士が担当	無料 ただし、 指導に 必要な 材料代 等は自 己負担

4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(4)短期集中サービス

通所型サービス

サービス名	利用対象者	実施方法	内容	利用料
短期集中通所型サービス	事業対象者 要支援1 要支援2	委託	<p>健康運動指導士等の専門職等によって提供される概ね3か月間(12回)の通所型サービス。教室形式で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動機能向上、認知症予防プログラム・・・主に健康運動指導士等が担当 ○栄養改善プログラム・・・主に栄養士等が担当 ○口腔機能向上プログラム・・・主に歯科衛生士が担当 <p>上記のプログラムを複合的に組み合わせ実施する。</p>	<p>1回の利用につき 300円</p> <p>送迎利用1回につき50円</p>

一般介護予防事業の対象者と種類

【対象者】

65歳以上の高齢者及び、事業の種類によっては、高齢者の支援のための活動に関わる方

【種類】

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・(新規)地域リハビリテーション活動支援事業



4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(5) 一般介護予防事業

種類① 介護予防普及啓発事業

事業名	概要
介護予防講演会事業	<p>口腔ケアや生活習慣病予防、認知症予防、高齢者の食生活など、介護予防に関する講演会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・栄養講座：調理実習を伴う栄養講座 年4回（例 男の料理教室、いつもの食材を活用した料理等） 食材費 試食代として1回300円・歯科講演会：講演会及び転倒予防教室での歯科指導・介護予防講演会：介護予防に資するテーマで実施。 年6回（例 コグニサイズ、65歳からのおしゃれメイク術、脳卒中予防等）
転倒予防教室	<ul style="list-style-type: none">・身体機能の維持、転倒予防を目的に、農協ビル、公民館、ハマミーナなど市内26会場で、運動や介護予防に関する講話などを毎月1回実施する。 1回の教室参加につき、200円（29年4月からを予定）
歌体操教室ねぼし（寝防止）	<ul style="list-style-type: none">・ロコモティブシンドロームの予防を目的に、童謡を歌いながら運動やストレッチを行う教室。1会場あたり月2回実施する。 市内10会場で実施予定

4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(5) 一般介護予防事業

種類② 地域介護予防活動支援事業

事業名

概要

高齢者支援リーダーへの支援及び高齢者支援リーダー養成講座

- ・高齢者支援リーダー: ボランティアで、高齢者が住み慣れた地域で健康的な生活を送るために、高齢者の特徴や介護予防に関わる知識を習得し、茅ヶ崎市オリジナルの介護予防・健康づくり体操である「ちがさき体操」や、介護予防のポイントを普及する。
- ・高齢者支援リーダー養成講座: 高齢者支援リーダーを養成する講座。平成28年度は1コース7日間で実施。

歌体操ボランティアへの支援及び歌体操ボランティア養成講座

- ・歌体操ボランティア: ボランティアで、虚弱化が進行している高齢者に対して、身近なところで、定期的開催する歌体操教室「ねぼし」を運営し、歌体操を普及する。
- ・歌体操ボランティア養成講座: 歌体操ボランティアを養成する講座。平成28年度は2コース開催。

4 茅ヶ崎市総合事業のサービス

(5) 一般介護予防事業

種類③ 新規事業 (案)地域リハビリテーション活動支援事業

事業名	概要
(仮称)サロンリハビリテーション事業	理学療法士等が、要望に応じて、地域で展開している高齢者サロン等に1年に1回程度、参加し、虚弱化の判断と虚弱化予防のポイントを指導する。
(仮称)自宅リハビリテーション事業	高齢者自身の自宅等を訪問し、転倒予防、介護予防の観点から、生活環境を整えることについて技術的助言を行う。具体的には、段差や転倒しやすい場所等を確認し、効果的なスロープや手すり設置場所等についてのアドバイス及び、自宅等にある物等を活用してできる介護予防のための運動等について指導する。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援するためのサービスのニーズが増えていきます。

このような状況を踏まえ、茅ヶ崎市総合事業では、「訪問型サービスA」、「通所型サービスA」を創設し、市が実施する研修修了者が、新たな担い手としてサービスに従事できることとしました。

★茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修★

①生活援助員研修

内容： 総合事業、高齢者の特性の理解、生活支援について等9時間程度（2日間）

修了後： 訪問型サービスAの生活援助員として、訪問型サービスA事業所に雇用され、利用者の居宅で調理、掃除、洗濯などの生活援助の仕事に従事できる

②サービスA担い手研修

内容： 総合事業、高齢者の特性の理解、サービス計画の作成、事業所運営等15時間程度（3日間）

修了後：

①訪問型サービスAのサービス提供責任者として、訪問型サービスA事業所で、生活援助や訪問型サービス計画の作成などの仕事に従事できる

②運動・レクリエーション活動などによる機能訓練や、日常生活上の支援を行う通所型サービスAの管理者になることができます。また、条件がそろえば通所型サービスAの事業を始めることもできます。



5 新たな担い手の育成について

研修:①生活援助員研修 ②サービスA担い手研修

日程 場所	時間	研修	科目
3月18日 (土) 市立病院	9:00~9:30	① ②	開講式
	9:30~10:30		介護予防・日常生活支援総合事業について
	10:30~12:00		高齢者の心身の特性と暮らし
	13:00~14:30		認知症の理解と対応
	14:45~16:15		生活援助の実際と通所介護の役割
	16:15~16:30		確認テスト
3月19日 (日) さがみ農協 茅ヶ崎ビル	9:00~10:30	① ②	利用者への接し方(講義)
	10:30~12:00		利用者への接し方(演習)
	12:00~12:30	①	確認テスト・閉講式(①修了)
	13:00~14:30	②	介護過程(講義)
	14:45~16:15		介護過程(演習)
	16:15~16:30		確認テスト
3月20日 (月) 市立病院	9:00~10:00	②	介護予防・日常生活支援総合事業について
	10:00~12:00		事業所及び従業者管理
	12:00~12:15		閉講式(②修了)

【定員】30名(生活援助員研修、サービスA担い手研修合わせて)

【テキスト代】500円

【申込期間】平成29年3月10日(金)まで(抽選)

【申込・問い合わせ】

一般社団法人 茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会(研修事業受託者)

〒253-0084 茅ヶ崎市円蔵1377-2

電話 070-1261-7738(青木)

FAX 050-5837-1539

E-mail/info@chigasaki-kaigo.com

